

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部
研究データの保存・開示に関する取扱内規

(総則)

第1条 この内規は、関西外国語大学学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則に基づき、本学における研究者の研究データの保存及び開示に関する取扱いについて基本的な事項を定め、その適切かつ実効的な運用を図るものとする。

(研究データの定義)

第2条 この内規において、「研究データ」とは、論文や報告等の研究成果発表の根拠となった研究資料（文書、数値データ、画像等）及び試料（実験試料、標本等）をいう。

(研究データの保存)

第3条 研究成果の発表は、研究活動で得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料等を提示しつつ、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることであることを認識し、研究者は当該研究活動の研究データを適切に保存・管理しなければならない。

(研究データの開示)

第4条 研究者は、必要に応じて前条の研究データを開示しなければならない。
2 研究者に不正行為の疑惑が生じた場合、別途定める予備調査の段階や、本調査の段階において調査委員会に対して研究データを開示しなければならない。なお、本学以外の機関において調査がなされる場合、調査を実施する当該機関に研究データを開示するものとする。

(研究データの保存期間)

第5条 研究データの保存期間については、当該論文等の発表後、研究資料（文書、数値データ、画像等）は10年間とし、試料（実験試料、標本）は5年間とする。ただし、分野の特性により研究者コミュニティが10年間、もしくは5年間を超える保存期間を定めた場合は、その保存期間によるものとする。

(研究データの保存方法)

第6条 研究データの保存は、研究成果の第三者による検証可能性を確保できる方法により研究者の責任において実施するものとする。ただし、研究者コミュニティ等が保存方法を指定している場合は、それに従うものとする。
2 大学は、必要に応じて研究者による当該研究データの保存・管理が適切に行われているか調査、確認することができる。

(研究者の帰属責任)

第7条 保存期間中に、研究者の故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失によって不正行為の疑義を払拭できない事態が生じた場合の責任は、研究者に帰属するものとする。

附則 この内規は平成27年10月1日から適用する。(平成27年10月1日制定)